

第11節 美術

第1 美術科の基本的事項

1 改訂の要点

(1) 目標の改善

目標については、美術を専門に学習する生徒に対し、中学校美術科の発展として美術に関する専門的な内容を指導する科目であることから、「美術に関する専門的な学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を豊かにし、美術や美術文化と創造的に関わる資質・能力を次の通り育成することを目指す」と示し、(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理し、これらが実現できるように示した。

(2) 科目の改善

科目の編成については、従前、美術に関する学科において原則として全ての生徒に履修させる科目としていた「美術史」、「素描」及び「構成」に「美術概論」及び「鑑賞研究」を加えて再構成した。

(3) 指導計画の作成と内容の取扱いの改善

指導計画の作成と内容の取扱いについては、「題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、造形的な見方・考え方を働かせ、各科目の特質に応じた学習の充実を図ること。」及び「障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。」を新たに明示した。

2 美術科の目標及び科目の編成等

(1) 美術科の目標

美術に関する専門的な学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を豊かにし、美術や美術文化と創造的に関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 美術に関する専門的で幅広く多様な内容について理解を深めるとともに、独創的、創造的に表すことができるようにする。
- (2) 美術に関する専門的な知識や技能を総合的に働かせ、創造的な思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 主体的に美術に関する専門的な学習に取り組み、感性を磨き、美術文化の継承、発展、創造に寄与する態度を養う。

美術科は何を学ぶ教科なのかということを示し、美術に関する専門的な学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を豊かにし、感性を磨き、表現と鑑賞に関する資質・能力を高めることを一層重視している。また、これからの社会的変化に創造的に適応することができるよう、情報化、国際化時代における人間としての在り方や生き方を追求し、美術や美術文化と創造的に関わる資質・能力を育成することを目指している。

(2) 科目の編成

科目の編成及び標準単位数は、以下のとおりである。

科目	標準単位数
美術概論	2～4
美術史	2～6
鑑賞研究	2～8
素描	2～10
構成	2～8
絵画	2～10
版画	2～8
彫刻	2～10
ビジュアルデザイン	2～10
クラフトデザイン	2～10
情報メディアデザイン	2～8
映像表現	2～8
環境造形	2～8

(3) 科目の履修

ア 全ての生徒に履修させる専門教科・科目の単位数

全ての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。なお、各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に入れることができる。

イ 原則として、全ての生徒に履修させる各科目

「美術概論」、「美術史」、「鑑賞研究」、「素描」及び「構成」の5科目は、美術科の学習である美術の表現と鑑賞の全ての活動に当たって、その裏付けとされる資質・能力の基底となるものを学ばせることから、原則として、全ての生徒に履修させる必要のある科目である。

ウ 選択して履修させる各科目

「美術概論」、「美術史」、「鑑賞研究」、「素

描」及び「構成」以外の科目の履修については、美術の専門性を生かした進路を主体的に選択する資質・能力の育成を図る立場から、選択履修の幅を広げ、複数年次にわたる選択履修を可能にするなど十分な配慮が必要である。

第2 各科目の概要

1 「美術概論」

(1) 目標

美術概論の学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、専門的な美術に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 芸術としての美術の意義や基礎的な理論について理解を深めることができるようにする。
- (2) 美術に関する創造的な思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 美術を専門的に学ぼうとする態度を養う。

「美術概論」では、美術における基礎となる事項や造形的な理論を中心にした学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、芸術としての美術の意義を捉え、専門教科美術を学ぶ基盤となる資質・能力と美術を専門的に学ぼうとする態度を養うことをねらいとしている。

(2) 内容

〔指導項目〕

- (1) 美術に関する基礎的な理論
- (2) 自然と美術、生活や社会の中の美術
- (3) 知的財産権と肖像権

(3) 内容の取扱い

〔指導項目〕の(1)から(3)までの各項目とも扱うものとする。〔指導項目〕の「(1) 美術に関する基礎的な理論」、「(2) 自然と美術、生活や社会の中の美術」、「(3) 知的財産権と肖像権」を全て扱わなければならない。指導に当たっては、「美術概論」の理論的な学習が、表現や鑑賞の活動を通して専門的な視点からより深めることができるよう指導を工夫する必要がある。その際には、理論的な内容と実践的な内容とを関連付けたり、美術を学ぶことや芸術活動の意義を考えさせたりして、基礎となる理論の理解や美術に対する考えを深められるようにすることが大切である。また、各〔指導項目〕を関連付けて取り扱うとともに、他の各科目の学習と関連付けて取り扱い、専門科目を学ぶ基盤となるように指導を工夫する必要がある。なお、美術に

関する学科の指導計画の作成に当たって、「美術概論」は、原則として「美術史」、「鑑賞研究」、「素描」、「構成」の各科目とともに、全ての生徒に必ず履修させることとしている。

2 「美術史」

(1) 目標

美術史の学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、専門的な美術に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 文化遺産や美術文化について理解を深めることができるようにする。
- (2) 新たな美術文化を創造していく基礎となる思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 伝統と文化を尊重する態度を養う。

「美術史」では、美術の変遷に関する学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、時代、民族、風土などの相違点や共通点による表現や文化の特色等などから、新たな美術文化を創造するための基礎となる資質・能力を身に付け、受け継がれてきた伝統やそれらを背景として育まれた文化とその価値を尊重する態度を養うことをねらいとしている。

(2) 内容

〔指導項目〕

- (1) 日本の美術と文化
- (2) 東洋の美術と文化
- (3) 西洋の美術と文化
- (4) 現代の美術と文化

(3) 内容の取扱い

〔指導項目〕の(1)から(4)までの各項目とも扱うものとする。〔指導項目〕の「(1) 日本の美術と文化」、「(2) 東洋の美術と文化」、「(3) 西洋の美術と文化」及び「(4) 現代の美術と文化」を全て扱わなければならない。指導に当たっては、特定の地域の美術史に偏った取扱いにならないよう留意し、広い視野から文化遺産や美術文化についての理解を深めることができるようにする。また、各〔指導項目〕の関連を図り、指導内容の系統性に配慮しながら扱うようにする必要がある。指導の際には、文献や資料、コンピュータなどの情報機器や情報通信ネットワークを活用するなどの工夫をすることが大切である。また、学校の実態に応じて、美術館や博物館等と連携を図ったり活用したりして作品を鑑賞することや、地域の作家と交流するなどして、体験的に学ぶ機会を設け、生徒の興味や関心を高めるような指導の工夫が求められる。なお、美術に関する学科の指導計画の作成に当たって、「美術史」は、原則と

して「美術概論」，「鑑賞研究」，「素描」，「構成」の各科目とともに，全ての生徒に必ず履修させることとしている。

3 「鑑賞研究」

(1) 目標

鑑賞研究の学習を通して，造形的な見方・考え方を働かせ，専門的な美術に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 美術作品や文化財などの特質や背景などについて理解を深めることができるようにする。
- (2) 鑑賞の視点を深化させる創造的な思考力，判断力，表現力等を育成する。
- (3) 美術や美術文化を尊重する態度を養う。

「鑑賞研究」では，日本及び諸外国の美術作品などについて幅広く研究する学習を通して，造形的な見方・考え方を働かせ，作品の特質や背景などについての理解を深め，鑑賞の視点を深化させる創造的な思考力や判断力等を身に付け，根拠をもって論考し，討論や評論などができる鑑賞に関する資質・能力を高めるとともに，保存・修復及び展示の意義を理解し，美術や美術文化を尊重する態度を養うことをねらいとしている。

(2) 内容

〔指導項目〕

- (1) 作品及び作家に関する研究
- (2) 文化財の保存・修復に関する研究
- (3) 展示企画及び展示構成に関する研究
- (4) 美術批評

(3) 内容の取扱い

〔指導項目〕の(1)から(3)までについては，そのうち一つ以上を選択して扱うことができる。その際，「(4)美術批評」の学習と相互に関連させて指導することが大切である。また，学習内容に応じて「美術概論」や「美術史」と関連させて〔指導項目〕を取り扱うことも効果的である。指導に当たっては，文化財や美術作品についての芸術性を味わうことを通して生徒自らが課題を設定し，専門的な鑑賞の研究を行うことができるようにするとともに，美術文化についての理解を深め，国際的な観点からも考察できるようにすることが求められる。また，学校の実態に応じて，美術館や博物館等と連携を図ったり活用したりして作品を鑑賞することや，地域の作家と交流したりするとともに，文献や資料，コンピュータなどの情報機器や情報通信ネットワークなどを活用するなどして調べ，総合的に研究を深めることも大切である。なお，美術に関する学科の指導計画の作成に当たって，「鑑賞研究」は，原

則として「美術概論」，「美術史」，「素描」，「構成」の各科目とともに，全ての生徒に必ず履修させることとしている。

4 「素描」

(1) 目標

素描の学習を通して，造形的な見方・考え方を働かせ，専門的な美術に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 表現材料の特性について理解を深めるとともに，対象を深く観察して表現を工夫しながら的確に描写する基礎となる技能を身に付けるようにする。
- (2) 対象のイメージや空間を把握するための基礎となる思考力，判断力，表現力等を育成する。
- (3) 造形表現を追求する態度を養う。

「素描」では，デッサンやスケッチなどに関する学習を通して，造形的な見方・考え方を働かせ，対象のイメージや空間，形体などを把握し，表現材料の特性を理解し，表現を工夫しながら的確に観察する力と描写する力を高め，造形表現を追求する態度を養うことをねらいとしている。

(2) 内容

〔指導項目〕

- (1) デッサン
- (2) スケッチ
- (3) 表現材料
- (4) 鑑賞

(3) 内容の取扱い

〔指導項目〕の(1)，(2)及び(3)については，相互に関連付けて扱うようにする。〔指導項目〕の「(1)デッサン」，「(2)スケッチ」及び「(3)表現材料」については，相互に関連付けて扱うようにする。なお，美術に関する学科の指導計画の作成に当たって，「素描」は，原則として「美術概論」，「美術史」，「鑑賞研究」，「構成」の各科目とともに，全ての生徒に必ず履修させることとしている。

5 「構成」

(1) 目標

構成の学習を通して，造形的な見方・考え方を働かせ，専門的な美術に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 造形的な創造活動に関わる諸要素について理解を深めるとともに，基礎となる技能を身に付けるようにする。

- (2) 造形的な表現効果を高めるための基礎となる思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 造形感覚を高めようとする態度を養う。

「構成」では、平面や立体の構成の学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美術の多様な創造活動に豊かに関わることができるよう、形体、色彩、材料、美的秩序等、造形的な創造活動に関わる諸要素について理解を深めるとともに、基礎となる技能や、造形的な表現効果を高めるための基礎となる思考力、判断力、表現力等を身に付けるようにし、造形感覚を高めようとする態度を養うことをねらいとしている。

(2) 内容

〔指導項目〕

- (1) 形体、色彩
- (2) 材料
- (3) 平面構成、立体構成
- (4) 鑑賞

(3) 内容の取扱い

〔指導項目〕の(1)、(2)及び(3)については相互に関連付けて扱うようにする。〔指導項目〕の「(1) 形体、色彩」、 「(2) 材料」及び「(3) 平面構成、立体構成」については、相互に関連付けて扱うようにする。なお、美術に関する学科の指導計画の作成に当たって、「構成」は、原則として「美術概論」、「美術史」、「鑑賞研究」、「素描」の各科目とともに、全ての生徒に必ず履修させることとしている。

6 「絵画」

(1) 目標

絵画に関する学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、専門的な美術に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 表現形式の特性について理解を深めるとともに、専門的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 表現及び鑑賞に関する創造的な思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 絵画表現の可能性を追求する態度を養う。

「絵画」では、絵画表現に関する学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、日本画、水彩画、油彩画、漫画、イラストレーション、その他の絵画表現のそれぞれの表現形式の特性について理解を深めるとともに、創造的な表現と鑑賞に関する資質・能力を高め、絵画表現の可能性を追求する態度を養うことをねらいとしている。

(2) 内容

〔指導項目〕

- (1) 日本画
- (2) 水彩画
- (3) 油彩画
- (4) 漫画、イラストレーション
- (5) その他の絵画
- (6) 鑑賞

(3) 内容の取扱い

〔指導項目〕の(1)から(5)までについては、そのうち一つ以上を選択して扱うことができる。〔指導項目〕の「(1) 日本画」、「(2) 水彩画」、「(3) 油彩画」、「(4) 漫画、イラストレーション」及び「(5) その他の絵画」については、そのうち一つ以上を選択して扱うことができる。指導に当たっては、他の科目の履修と関連を図り、多様な表現形式を体験したり、幅広く美術についての理解を深めたりすることができるような指導の工夫が大切である。

7 「版画」

(1) 目標

版画に関する学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、専門的な美術に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 表現形式の特性について理解を深めるとともに、専門的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 表現及び鑑賞に関する創造的な思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 版画表現の可能性を追求する態度を養う。

「版画」では、版画表現に関する学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、様々な版種や版形式のそれぞれの特徴や技法についての理解を深め、我が国の伝統的な木版画をはじめそれぞれの版画のもつよさや美しさなどを感じ取るとともに、創造的な表現と鑑賞に関する資質・能力を高め、版画表現の可能性を追求する態度を養うことをねらいとしている。

(2) 内容

〔指導項目〕

- (1) 木版画
- (2) 銅版画
- (3) リトグラフ
- (4) シルクスクリーン
- (5) その他の版画
- (6) 鑑賞

(3) 内容の取扱い

〔指導項目〕の(2)から(5)までについては、そのうち一つ以上を選択して扱うことができる。〔指導項目〕の「(2) 銅版画」、「(3) リトグラフ」、「(4) シルクスクリーン」及び「(5)その他の版画」については、そのうち一つ以上を選択して扱うことができる。指導に当たっては、主題や構想的に表現するために、計画的に制作を進めるとともに、鑑賞を通して版画のよさについての理解や見方や感じ方を深めることが重要である。また、「ビジュアルデザイン」や「映像表現」における写真表現など、他の科目の内容との関連を図ることも大切である。

8 「彫刻」

(1) 目標

彫刻に関する学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、専門的な美術に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 表現形式の特性について理解を深めるとともに、専門的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 表現及び鑑賞に関する創造的な思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 彫刻表現の可能性を追求する態度を養う。

「彫刻」では、彫刻表現に関する学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、彫造や塑造、その他の彫刻及び立体造形のそれぞれの表現形式の特性について理解を深めるとともに、創造的な表現と鑑賞に関する資質・能力を高め、彫刻表現の可能性を追求する態度を養うことをねらいとしている。

(2) 内容

〔指導項目〕

- (1) 彫造
- (2) 塑造
- (3) その他の彫刻及び立体造形
- (4) 鑑賞

(3) 内容の取扱い

〔指導項目〕の(1)から(3)までについては、そのうち一つ以上を選択して扱うことができる。〔指導項目〕の「(1) 彫造」、「(2) 塑造」及び「(3) その他の彫刻及び立体造形」については、そのうち一つ以上を選択して扱うことができる。指導に当たっては、各種の材料の性質や特質について理解を深めるようにするとともに、特に、用具の安全で適切な使い方について十分指導する必要がある。

9 「ビジュアルデザイン」

(1) 目標

ビジュアルデザインに関する学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、専門的な美術に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 視覚的な伝達効果について理解を深めるとともに、専門的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 表現及び鑑賞に関する創造的な思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) ビジュアルデザインの可能性を追求する態度を養う。

「ビジュアルデザイン」では、ビジュアルデザインに関する学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、視覚的な伝達効果について理解を深めるとともに、創造的な表現と鑑賞に関する資質・能力を高め、ビジュアルデザインの可能性を追求する態度を養うことをねらいとしている。

(2) 内容

〔指導項目〕

- (1) ビジュアルデザインの基礎
- (2) 伝達目的に応じたデザイン
- (3) 空間デザイン
- (4) 図法、表示法
- (5) 鑑賞

(3) 内容の取扱い

〔指導項目〕の(2)及び(3)については、いずれかを選択して扱うことができる。〔指導項目〕の「(2) 伝達目的に応じたデザイン」及び「(3) 空間デザイン」については、いずれかを選択して扱うことができる。その際、「(1) ビジュアルデザインの基礎」、「(4) 図法、表示法」及び「(5) 鑑賞」の学習と相互に関連させながら指導することが大切である。指導に当たっては、デザインは社会の変化や人々の生活と密接な関係をもつ造形的な創造活動であることを理解できるようにするとともに、絶えず新しい技術や動向に留意し芸術性を追求する態度を育てることが大切である。また、伝統的な行事や生活の中に見られる意匠にも目を向け、広い視野をもって取り組むように指導することが求められる。

10 「クラフトデザイン」

(1) 目標

クラフトデザインに関する学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、専門的な美術に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 美的な造形性や機能性について理解を深めるとともに、専門的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 表現及び鑑賞に関する創造的な思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) クラフトデザインの可能性を追求する態度を養う。

「クラフトデザイン」では、クラフトデザインに関する学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的な造形性や機能性について理解を深めるとともに、創造的な表現と鑑賞に関する資質・能力を高め、クラフトデザインの可能性を追求する態度を養うことをねらいとしている。

(2) 内容

〔指導項目〕

- (1) クラフトデザインの基礎
- (2) 図法、製図
- (3) 工芸
- (4) プロダクトデザイン
- (5) 伝統工芸
- (6) 鑑賞

(3) 内容の取扱い

〔指導項目〕の(3)から(5)までについては、そのうち一つ以上を選択して扱うことができる。その際、「(1) クラフトデザインの基礎」, 「(2) 図法, 製図」, 「(6) 鑑賞」の学習と相互に関連させながら指導することが大切である。指導に当たっては、材料や制作方法について理解を深めるとともに、使う人の思いや願いなどから、美的な造形性と機能性との調和について考え、創造的に表現したり鑑賞したりできるような指導の工夫が求められる。

11 「情報メディアデザイン」

(1) 目標

情報メディアデザインに関する学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、専門的な美術に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 情報の視覚化及び伝達、交流、共有について理解を深めるとともに、専門的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 表現及び鑑賞に関する創造的な思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 情報メディアデザインの可能性を追求する態度を養う。

「情報メディアデザイン」では、情報メディアデザインに関する学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、情報メディアの活用による伝達効果とその特質及び情報の共有に果たす機能や役割について理解を深めるとともに、創造的な表現と鑑賞に関する資質・能力を高め、情報メディアデザインの可能性を追求する態度を養うことをねらいとしている。

(2) 内容

〔指導項目〕

- (1) 情報メディアの基礎
- (2) 情報の視覚化
- (3) 伝達、交流、共有
- (4) 鑑賞

(3) 内容の取扱い

〔指導項目〕の(1), (2)及び(3)については、相互に関連付けて扱うようにする。指導に当たっては、学校の実態に応じて、作家や制作現場を訪れて、制作過程を実際に見学したり、あるいは、デザイナーや作家などを招聘したりするなど、作者の表現の意図や作品のよさや表現の工夫、制作プロセス、制作技術などについての理解を深め、情報メディアデザインの意義と役割、可能性や発展性についての考察を深めることができるようにすることが大切である。また、デジタルデータは、繰り返し複製しても情報が劣化しなかったり、容易に複製できたりする特質をもつことで、伝達、交流、共有に有効であるとともに、その特性から著作権など知的財産権について留意する必要があることについても十分な指導が求められる。

12 「映像表現」

(1) 目標

映像表現に関する学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、専門的な美術に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 映像表現の特性について理解を深めるとともに、専門的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 表現及び鑑賞に関する創造的な思考力、判断力、表現力等を育成する。
- (3) 映像表現の可能性を追求する態度を養う。

「映像表現」では、映像表現に関する学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、映像メディアが芸術や社会に果たす役割や映像表現の特性について理解を深めるとともに、創造的な表現と鑑賞に関する資質・能力を高め、映像表現の可能性を追求する態度を養うことをねらいとしている。

(2) 内容

〔指導項目〕

- (1) 機器, 用具, 材料の知識及び使用技術
- (2) 企画, 構成, 演出
- (3) 編集, 合成, 加工
- (4) 鑑賞

(3) 内容の取扱い

〔指導項目〕の(1), (2)及び(3)については, 相互に関連付けて扱うようにする。指導に当たっては, 学校の実態に応じて, 制作現場を訪れて, 制作過程を実際に見学したり, あるいは, カメラマンや映像作家などを招聘したりするなど, 作者の表現の意図, 作品のよさや美しさ, 制作プロセス, 制作技術などについての理解を深め, 映像表現の意義と役割, 可能性や発展性についての考察を深めることができるようにすることが大切である。なお, 人物を対象とした作品の制作に当たっては, 肖像権などについて留意する必要がある。

13 「環境造形」

(1) 目標

環境造形に関する学習を通して, 造形的な見方・考え方を働かせ, 専門的な美術に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 環境と造形との調和について理解を深めるとともに, 専門的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 表現及び鑑賞に関する創造的な思考力, 判断力, 表現力等を育成する。
- (3) 環境造形の可能性を追求する態度を養う。

「環境造形」では, 環境造形に関する学習を通して, 造形的な見方・考え方を働かせ, 環境と造形との調和について理解を深めるとともに, 創造的な表現と鑑賞に関する資質・能力を高め, 環境造形の可能性を追求する態度を養うことをねらいとしている。

(2) 内容

〔指導項目〕

- (1) 生活環境と造形
- (2) 展示計画と造形
- (3) 舞台演出と造形
- (4) その他の環境造形
- (5) 鑑賞

(3) 内容の取扱い

〔指導項目〕の(1)から(4)までについては, そのうち一つ以上を選択して扱うことができる。指導に当たっては, 学校や生徒の実態を考慮し, 適切な題材等を設定して学習できるように配慮する。また, 地域の人材

の協力を求めたり, 施設を活用したりするなど様々な指導の工夫をすることが大切である。(4)については, 環境と造形の融合的な視点にたち, 自由に幅広い観点で取り扱う。

第3 各科にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画作成上の配慮事項

- (1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して, その中で育む資質・能力の育成に向けて, 生徒の主体性・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際, 造形的な見方・考え方を働かせ, 各科目の特質に応じた学習の充実を図ること。
- (2) 美術に関する学科においては, 「美術概論」, 「美術史」, 「鑑賞研究」, 「素描」及び「構成」について, 原則としてすべての生徒に履修させること。
- (3) 美術に関する学科においては, 特定の科目を専門的に履修させることや同一の科目を2年以上にわたって履修させること, 複数の科目を関連付けて取り扱うことなど, 履修の仕方を工夫することによって, 生徒の特性の伸長が図れるようにすること。
- (4) 障害のある生徒などについては, 学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的, 組織的に行うこと。

ア 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり, 特に「深い学び」の視点に関して, 各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。美術の特質に応じた, 物事を捉える視点や考え方である「造形的な見方・考え方」を習得・活用・探求という学びの過程の中で働かせることを通じて, より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

美術科においては, 造形的な見方・考え方を働かせ, 表現及び鑑賞の学習の関連を図るなどして, 美術に関する専門的で幅広く多様な内容について理解を深めるとともに, 独創的・創造的に表すことができるようにしたり, 創造的な思考力, 判断力, 表現力等を育成したりする過程を大切にされた指導の充実を図ることが重要である。

イ 「美術概論」, 「美術史」, 「鑑賞研究」, 「素描」及び「構成」は, 美術に関する学科において, 美術を専門的に学んでいく上で基底となる内容であることから, 原則として, 全ての生徒に履修させる必要がある。

ウ 「鑑賞研究」，「絵画」，「版画」，「彫刻」，「ビジュアルデザイン」，「クラフトデザイン」，「環境造形」の各科目の内容の取扱いに当たっては，それぞれの科目の〔指導事項〕のうち選択して取り扱うことができるようになっているが，必ず取り扱う〔指導項目〕と選択して取り扱うことができる〔指導項目〕とがあるので，注意する必要がある。

エ 美術科の目標や内容の趣旨，学習活動のねらいを踏まえ，学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに，生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

2 内容の取扱いに当たったの配慮事項

(1) 創造することの価値を捉え，自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図るとともに，美術に関する知的財産権や肖像権などについて配慮し，自己や他者の著作物等を尊重する態度の形成を図るようにすること。また，こうした態度の形成が，美術文化の継承，発展，創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。

ア 生徒一人一人が創意工夫を重ね生み出した作品にはかけがえのない価値があり，それらを尊重し合う態度の形成を図ることが重要である。その指導の中で，著作権などの知的財産権に触れ，作者の権利を尊重し，侵害しないことについての指導も併せて必要である。

イ 著作権などの知的財産権は，文化・社会の発展を維持する上で重要な役割を担っていることにも気付かせるようにする。

ウ 肖像権については，著作権などのように法律で明記された権利ではないが，プライバシーに関する権利の一つとして裁判例でも定着している権利なので，写真やビデオを用いて人物などを撮影して作品化する場合，相手の了解を得て行うなどの配慮が必要である。

エ 「美術概論」を原則として，全ての生徒に履修させる科目と「知的財産権と肖像権」の指導項目を示していることから，各科目における指導とともに，「美術概論」においての知的財産権や肖像権について十分な指導が行われるようにする。

(2) 各科目の特質を踏まえ，学校の実態に応じて学校図書館を活用すること。また，コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用し，資料や情報の提示などにより生徒の発想や構想を高めたり，見方や感じ方を深めたりするなどの主体的に学習に取り組むことができるように工夫すること。

ア 学校図書館や視聴覚機器の有効な活用を図り，生徒の発想や構想を高めたり，見方や感じ方を深めた

りするなどの主体的に学習に取り組むことができるようにすることが大切である。特に，コンピュータや情報通信ネットワーク等に対する生徒の興味や関心，他教科での学習経験との関連等を考慮し，これらの活用を積極的に進める必要がある。

イ 「情報メディアデザイン」や「映像表現」との関連を図り，コンピュータや情報ネットワーク等の知識や技能を「構成」，「ビジュアルデザイン」，「クラフトデザイン」の表現に活用したり，「環境造形」のシミュレーションや「鑑賞研究」の企画展示，展示構成などに活用したりするなど，指導計画を工夫することが大切である。

(3) 各科目の特質を踏まえ，学校や地域の実態に応じて，美術館や博物館等と連携を図ったり，地域の文化財の活用や人材の協力を求めたりすること。

ア 地域や学校の実態に応じて，家庭生活や地域の年中行事などに見られる伝統的な美術作品などを題材として取り上げたり，美術館や博物館等と連携を図ったり活用したりして美術作品を鑑賞したり，鑑賞プログラムを作成したり，生徒作品を展示したりすることなどが考えられる。

イ 地域の作家等の協力を得て作品を制作したり鑑賞したりすることも効果的である。

(4) 事故防止のため，特に，刃物類，塗料，器具などの使い方の指導と保管，活動場所における安全指導などを徹底すること。

ア 事故防止のためには，刃物類をはじめとした用具や材料の正しい使い方や手入れや片付けの仕方などの安全指導を徹底することが必要である。

イ 用具や機械類は日常よく点検整備し，特に，刃物類の扱いや保管・管理においては劣化の点検などに十分留意し，事故を招かないようにすることが必要である。

ウ 塗料類及び薬品類の使用に際しては，換気や保管・管理を確実にを行うとともに，薬品などに対してアレルギーのある生徒などを事前に把握するなどの配慮も必要である。